

阿賀野市告示第148号

犬の抑留について

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項及び新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）第14条第1項の規定により、犬を下越動物保護管理センターで抑留したので、同法同条第8項及び同条例同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年6月24日

阿賀野市長 加藤 博幸

区分 No.	抑 留			犬の特徴				
	年月日	時間	場所	種類	性別	毛色	体格	特記事項
1	R7.6.23	14:15	阿賀野市 上関口	柴犬	メス	茶	中	25 芝 RD001 首輪等 なし